

給実甲第1250号

平成30年11月30日

人事院事務総長

給実甲第242号の一部改正について（通知）

給実甲第242号（常直勤務に対する宿日直手当の支給等について）の一部を下記のとおり改正したので、平成30年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 （略）	1 （同左）
2 常直勤務を命ぜられていた職員が月の中途において、その所属する俸給の支給義務者を異にして移動した場合には、次に定めるところにより宿日直手当を支給する。	2 常直勤務を命ぜられていた職員が月の中途において、その所属する俸給の支給義務者を異にして移動した場合には、次に定めるところにより宿日直手当を支給する。
一・二 （略）	一・二 （同左）
三 同一期間中における移動で、	三 同一期間中における移動で、

<p>断続的に常直勤務に従事する場合であつても、その期間中における常直勤務に対する宿日直手当の支給額の合計は、<u>22,000円</u>を超えることはできない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>断続的に常直勤務に従事する場合であつても、その期間中における常直勤務に対する宿日直手当の支給額の合計は、<u>21,000円</u>を超えることはできない。</p> <p>3 (同左)</p>
--	---

以 上